第４章　　地域をみつめ自然に学び文化を育む

第１節　地域独自教育プロジェクト

１．義務教育

《現状と課題》

近年、教育を取り巻く環境は、少子高齢化、国際化、情報化の進展や産業構造の変化など社会情勢の変容に伴い大きく変貌し、様々な教育課題が生じています。また、子どもたちの学ぶ意欲や規律意識の低下、不登校やいじめの増加、ＬＤ（学習障がい）・ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障がい）など発達障がいを持つ児童生徒も増加し、学校教育が抱える課題が複雑化、多様化しています。

こうした中、国では平成 18（2006）年に教育基本法を全面改正するとともに、平成 19（2007）年には学校教育法も改正し、新たに義務教育の目標などを具体的に規定しました。更に、平成 20（2008）年に改訂した新学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視したものとして、小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から完全実施します。

今後も、子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、児童生徒数の減少に伴う学びの場の活力や教育の質を低下させないよう、資質能力の高い教師が指導に当たるとともに、家庭や地域との連携により、学校が生き生きと活力ある活動を展開する必要があります。

小学校学級数と児童数の推移

年　度	白馬南小学校		白馬北小学校		合　　計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成元	6	206	15	491	21	697
5	9	212	15	466	24	678
10	8	199	15	459	23	658
15	7	168	15	433	22	601
20	8	152	14	370	22	522
21	8	137	14	368	22	505
22	8	118	14	365	22	483
23	8	116	16	364	24	480
24	8	118	14	354	22	472
25	8	114	14	352	22	466
26	8	109	14	359	22	468
27	8	107	14	353	22	460

※平成 23 ～ 27 年度は予想数　　資料：教育課

中学校の学級数と生徒数の推移

年　度	平成元	5	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27
学級数	12	11	9	11	11	11	11	11	10	9	11	11
生徒数	371	352	347	298	307	294	276	268	261	243	238	238

※平成 23 ～ 27 年度は予想数　　資料：教育課

《施　策》

① 児童生徒の安全・安心を大切にした学校環境づくりを推進します。

② 「生きる力」をより一層育むため、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく養う教育を推進します。

③ 国際化社会対応能力や情報活用能力の育成、自然を愛する心情や自然科学の不思議さと素晴らしさの実感など、時代変化に対応した教育活動を推進します。

④ 児童生徒が正しい食習慣を身につけ、心身ともに健やかで生き生きと成長できるように、学校における食育活動を推進するとともに、地場野菜の積極的な利用など、地域の特色を生かした学校給食の充実を図ります。

⑤ ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を深めるとともに、障がいの重度重複化・多様化に合わせた総合的な支援体制を図ります。

⑥ 地域の力を活用した学校運営や開かれた学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、社会全体で子どもを育む教育を促進します。

２．魅力ある高校づくり

《現状と課題》

県教育委員会は、平成 20（2008）年９月に決定した「長野県高等学校再編計画の骨子」に掲げた、「魅力ある高校づくり」と「高校の規模と配置の適正化」の２つの柱を基本的な指針として、旧 12 通学区ごとに提案した再編計画の方向に沿って、平成 21（2009）年６月、「第１期長野県高等学校再編計画」を決定しました。

村ではこれまで、白馬高等学校が存続していくための魅力づくりの方策を地域として意思決定するため、平成５年に設置した「白馬高校を育てる懇話会」が中心となり継続的に検討してきました。

今後も、白馬高校が魅力と特色ある地域高校として存続できるように、関係地域が協力して検討を重ねるとともに、県に対して強く働きかけていく必要があります。

白馬高校の学級数と生徒数の推移

年　度	平成８	10	12	14	16	18	20	22
学級数	9	9	9	9	9	7	6	6
生徒数	315	257	262	235	201	210	217	191

資料：教育課

《施　策》

① 白馬高校を、魅力と特色ある地域高校として存続するために、小中高校・家庭・地域の連携を更に強め、住民が主体となった活動が展開できるように支援するとともに、住民参加による学校づくりを促進します。

３．地域学習

《現状と課題》

教育基本法の改正を受けて、平成 20（2008）年には社会教育法が改正され、社会教育における学習の機会を活用して、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動を推進することが追加されるなど、特に学校や地域との連携を意識した社会教育活動に関する規定が盛り込まれました。

こうした動きの中で、本村においても学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としつつも、そこから一歩踏み出して、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって、自然とのふれあい、農業体験や職業体験、ボランティア活動、姉妹都市との交流活動など、地域の環境、人材や施設を活用した学習に取り組んでいます。

今後も、時代の変化に対応した新たな展望に立ち、学社一体となって知・徳・体の調和のとれた人間形成と学習支援に取り組む必要があります。（学社融合）

《施　策》

① 学社融合の中で、地域学習のための総合的な学習を推進します。

- (a) 白馬の自然、環境、産業、文化を理解し尊重する心を育む郷土学習
- (b) 自然体験やボランティア活動などの社会体験学習
- (c) 農業体験や地場産の材料を使ったものづくり、生産活動などの体験学習
- (d) 姉妹都市・友好都市の生活や文化などに慣れ親しむ体験学習
- (e) 子どもと高齢者が交流し学ぶ世代間交流

② 住民福祉課などの関係機関との連携を一層強化する中で、家庭の教育力向上に向けた事業を推進します。

第２節　個性あふれる生涯学習プロジェクト

１．生涯教育

《現状と課題》

近年急速に進む核家族化や少子高齢化、山間地域の過疎化の進行、更にライフスタイルや価値観の多様化により、本村を取り巻く環境は大きく変動しています。また、地域の人間関係の希薄化や連帯感の欠如等により、地域のコミュニティが衰退しつつあるともいわれています。こうした社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となってきます。

正確な「知識」「情報」を得るために必要な生涯教育施設である白馬村図書館は、これまで一般の公共図書館と同等のサービスが提供できるよう利用者の利便性の向上に努めてきましたが、平成 21 年度にようやく課題であった図書館システムの導入が完了し、公共図書館として最低限のサービスの提供が可能となりました。

今後は、住民に必要な情報を提供し、住民の活動を支援し、住民が利用しやすく、村づくりに役立つ図書館として、蔵書冊数の増加はもとより、様々な視点から図書館サービスの充実を図ることが必要です。また、現在の施設では限界にきていることから、図書館施設の整備について調査・検討を進めます。

住民一人ひとりが自己にあった学習活動に親しみ、その個性と能力を伸ばし、生きがいと潤いのある生活を送れるように、あらゆる学習機会を提供し、多様な生き方が尊重される社会づくりを推進するとともに、単に学習するのではなく、住民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援を行い、その学習成果を活用し、本村全体の教育力の向上を促進させ、新たな学習の需要を生み出す「知の循環型社会」の構築を目指します。

学級講座など開設状況

区　　分	内　　容	年間回数
ふれあい教室	ガーデニングや折り紙など生涯学習のきっかけ作りを目的とした講座を展開する。	4
続・はくば塾	白馬村を学び、住民の中から講師を招き、村内での人材の発掘や学習の機会とする。	6
里山道中	歩いて学ぶことを趣旨として村内の古道や里山を歩き村を知る機会とする。	4
歴史めぐり	村外の地域を訪ね、歴史文化を切り口に普段と違う角度から学習する機会とする。	2
外国語教室	国際化に対応するため、語学力習得並びに、諸外国に対する豊かな国際理解の心を養う。	20
文化財巡り	村内の貴重な財産である文化財から地域の歴史や風土、自然を学び生活を見つめなおす機会とする。	4
クリスマスコンサート	文化振興団体のボランティアにより、子どもたちを対象にパネルシアターや手遊びなどのコンサートを開催する。	1

資料：教育課

公民館等施設一覧表

地　　区	施設名	規模（㎡）	設置年
内　　山	多目的集会施設	116.60	昭和 59
佐　　野	生活改善センター	211.17	54
沢　　渡	公　民　館	112.00	39
三日市場	農産物処理加工施設	170.90	59
堀之内	公　民　館	314.00	36
飯　　田	公　民　館	226.90	平成 21
飯　　森	公　民　館	316.00	昭和 45
深　　空	基幹センター	184.00	50
八方口	生活改善センター	198.70	61
八　　方	八方文化会館	821.00	48
瑞　　穂	農業生活改善センター	152.37	58
白馬町	公　民　館	337.10	平成 17（建年昭和 58）
森　　上	基幹センター	150.00	昭和 48
新　　田	公　民　館	234.00	42
塩　　島	基幹センター	136.00	51
通	農業生活改善施設	81.98	59
立の間	農業生活改善施設	82.81	平成　4
切久保	公　民　館	120.00	昭和 47
落　　倉	公　民　館	60.00	49
野　　平	基幹センター	122.00	48
大　　出	生活改善施設	190.46	60
蕨　　平	集落センター	121.00	57
嶺　　方	公　民　館	120.00	42
青　　鬼	公　民　館	60.00	47

資料：総務課

《施　策》

① 生涯教育の拠点として公民館活動の充実を図り、学習情報の収集・提供・相談体制の整備、指導者の育成、芸術・文化活動を推進します。

② 地域住民の多種多様な学習ニーズに応えるため、現代的課題に対応した講座・各種教室の開設を図ります。

③ 地域住民の知恵や知識経験を活用した社会文化振興団体（自主運営団体）の活動を支援します。

④ 学習成果を社会に還元できる場を創造し、知の循環型社会の構築を図ります。

⑤ 住民のくらしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指して、「白馬村図書館計画」に基づき、図書館サービスの充実を図ります。また、図書館施設整備について調査・検討を行います。

2．青少年育成

《現状と課題》

近年では、携帯情報端末等を使った、場所や時間を選ばないグローバルなインターネット環境の普及などに伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下、平成 21（2009）年の刑法犯少年検挙件数は 6 年連続減少しているものの、人口比では成人に比べ約 5.4 倍と高い水準にあります。また、児童ポルノ事件等による被害児童数も増加傾向にあるなど、青少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況になっています。

現在、本村では、スポーツや文化活動、社会活動、ボランティア活動を通じ、青少年の育成活動が活発に行われています。

今後は、家庭や学校だけではなく地域全体の力で、青少年の非行や犯罪被害、携帯情報端末等における有害環境を見張り、防止することが重要になってきます。家庭、学校、地域の連携をより一層強化するとともにそれぞれの役割を認識し、その教育機能を十分発揮し、本村の宝である青少年を育成していくことが明るい村づくりに求められます。

《施　策》

① 青少年の豊かな心と能力の発達を促す体験学習や、親子のふれあいをテーマとした学習・運動の機会提供に努めます。

② 青少年の健全育成に関する関係者が、有機的な連帯の下に広く住民一人ひとりの関心を高め、「青少年育成村民会議」の事業推進を図ります。

③ 子ども会育成会でジュニアリーダーの育成を推進しシニアリーダーへの成長を図ります。

④ 世代間交流の機会を充実させ、地域全体で青少年を育成します。

３．人権・平和教育

《現状と課題》

今世紀は人権の世紀と言われ、多くの不幸をもたらした戦争の経験を生かし、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識の下、人権が尊重される社会づくりに向けた活動が行われています。しかしながら、私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。また、インターネットの普及により新たな人権問題も生まれています。

本村ではこれまで、学校、職場、社会教育などの場で人権教育について取り組んできましたが、新たな課題に対応するため、すべての住民が正しい人権感覚を養い、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、認め合い、支え合う社会づくりが重要になっています。

そのためには、性別、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する、あらゆる差別問題に深い理解と認識を持つことが大切です。また、生活の基本となる「平和とは何か」について次代を担う子どもたちに伝えることも必要です。

《施　策》

① 研修会などへ住民が主体的に参加できる体制づくりを推進します。
② 正しい人権感覚を養うために、学校教育・社会教育、職場・家庭などでの学習機会の向上を図ります。
③ 人権、平和学習の充実のための情報を提供します。

４．生涯スポーツ

《現状と課題》

余暇時間の活用や健康志向の高まりなどから、年齢や体力に応じた生涯を通じてのスポーツ活動が年々盛んになり、その重要性も増しています。また、活動内容も多様化・高度化し、これらに対応できる施設整備を進めていく必要があります。本村ではこれまでも、住民のスポーツ志向の高まりに対応するための施設整備や学校施設の開放により環境整備に努めてきました。

また、「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を楽しむことができ、住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブである「白馬総合型地域スポーツクラブ」を発足し、住民のニーズに応じたきめ細やかな運動プログラムを展開してきています。

しかし、現役オリンピック選手のトレーニング、各種大会の会場として重要な役割を果たしていると同時に、住民の生涯スポーツ推進の拠点でもある、ウイング21、白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場などオリンピックの舞台となった施設は、経年による劣化は避けられず多額の経費が必要となってきます。今後、安心・安全にスポーツを楽しむためには、日常の適切な維持管理が重要であります。

生涯スポーツの現状

区　分	内　　容	合計数	合計人数
村民スポーツ祭	スポーツ祭（4種目）、少年スポーツ祭（2種目）	2大会	参加総人数 2,100人
体育協会加盟団体	陸上競技、水泳、ソフト、軟式野球、バレーボール、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ゲートボール、テニス、サッカー、ゴルフ、マレットゴルフ	12団体	加盟総人数 1,365人
白馬村選手権など大会	女子バレーボール、陸上競技、ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、ソフトバレーボール（2回）、マレットゴルフ、クロスカントリー大会、ミニバレー	18大会	参加延人数 3,335人
スポーツ教室	キッズスポーツ（水泳教室、バレボール等）、健康スポーツ（ママサンフィットネス、ノルディックウォーキング、MTB、水中ウォーキング＆スイム、太極拳等）、冬期教室（クロスカントリー、スノーシュー等）	360回	参加延人数 4,613人
スポーツ少年団	剣道、サッカー、空手、武道空手、陸上競技、バトミントン、バレーボール、硬式野球、トランポリン、バスケットボール、柔道、軟式野球	13団体	団員総人数 377人

資料：スポーツ課

《施　策》

① 白馬総合型地域スポーツクラブの活動に対する支援や指導者の資質向上を図り、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

② より多くの住民がスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実を図るとともに環境整備に努めます。

③ 本村発展の基礎となった、スキーを中心とするウィンタースポーツに、村民が親しむ機会を充実します。

④ ジュニア選手の競技力向上を推進します。

第３節　郷土文化伝承プロジェクト

１．郷土文化

《現状と課題》

文化活動の活性化は、住民の豊かな心を養い、共通の拠りどころや価値観を生みだすことに加え、私たちの生活に潤いを与えます。

本村の芸術文化振興の拠点“ウイング 21”での活動も 10 年余りが経過し、文化振興団体をはじめとするグループの自主的活動が活発化していますが、今後も活力ある村づくりに潤いと安らぎを与えるため、優れた芸術に触れる機会の提供や文化振興団体への支援を行う必要があります。また、郷土文化活動をより地域に根ざした文化として振興伝承するため、後継者を育成し振興を図るとともに、本村の歴史、自然、風土を見つめなおし、豊かな環境を活かしたこの地域固有の文化を醸成していくことも重要です。

《施　策》

① 白馬ならではの伝統的な生活文化を大切にし、地域の特色として育みます。
② 文化振興団体等の自主的・創造的な芸術文化活動を支援します。
③ 地域の祭りや行事を全村に紹介し、住民が地域ぐるみで積極的に参加する気運を醸成します。
④ 老人クラブ、女性組織、地区子ども会育成会などの交流の場を持ち、伝統行事などの後継者育成を支援します。
⑤ 歴史民俗資料館を有効活用し、本村の豊かな自然、風土に根ざした習慣、先人の知恵を伝承します。

２．文化財保護

《現状と課題》

私たちが、歴史や風土、自然を理解する上で欠かすことのできないものが文化財です。文化財にはその一つひとつに必ずストーリーがあります。そのストーリーからは、本村の様々な時代背景も見えてきます。

本村には、国の重要文化財に指定される神明社本殿や、特別天然記念物に指定される白馬連山高山植物帯をはじめとする文化財が 100 件ほどあります。しかしながら、その存在の多くが知られていないのが現状です。また、同じ地域に両種が生息することが貴重である村天然記念物のギフチョウ、ヒメギフチョウをはじめ、高山蝶の採集や蝶を追いかけての私有地への侵入等が問題になっており、平成 22（2010）年 4 月、天然記念物等の文化財の採集や盗難、破損を防ぎ、保護啓発を図るため、文化財保護条例に罰則規定を設けました。

平成 12（2000）年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された青鬼集落は、建物等の修復は進んでいるものの、集落内の高齢化が著しく、集落を維持するための対策が急務となっています。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産を、いかに次世代へ伝え、いかに今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、私たちが愛する、潤いのあるふるさとづくりを推進することが大切です。

白馬村指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名　　称	場　　所	備　　考
天然記念物	昭和 49.10. 1	長谷寺の老杉群	飯森	杉５本
天然記念物	49.10. 1	細野諏訪神社の大杉	八方	１本
天然記念物	49.10. 1	貞麟寺の枝垂れ桜（エドヒガンザクラ）	沢渡	１本
天然記念物	49.10. 1	ヒメギフチョウ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	ギフチョウ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	ハッチョウトンボ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	キイトトンボ	種指定	
天然記念物	52. 3. 1	八方薬師堂のエドヒガンザクラ	八方	１本
天然記念物	52. 3. 1	深空十郎様のオオヤマザクラ・カスミザクラ	深空	７本
民 俗 資 料	52. 6. 1	佐野坂西国三十三番観音石像	佐野	観音像 33 基
民 俗 資 料	52. 6. 1	観音原　西国・坂東・秩父百番観音石像	新田	観音像 100 基
天然記念物	52.10. 4	嶺方堀田のオオヤマザクラ（儀重桜）	嶺方	１本
有形文化財	55. 2. 1	銅製鰐口（至徳３年銘）	切久保	鰐口１口（工芸品）
民 俗 資 料	55. 2. 1	切久保庚申塔	切久保	１基（建造物）
民 俗 資 料	55. 2. 1	野平庚申塔	野平	１基（建造物）
天然記念物	55. 2. 1	嶺方のクリ及びイチイ	嶺方	クリ１本及びイチイ１本
天然記念物	55. 2. 1	嶺方諏訪神社の老杉群	嶺方	杉９本
天然記念物	55.12. 1	親海湿原・姫川源流植物帯	佐野	153 種
有形文化財	60. 1.24	小丸山遺跡出土遺物一式	歴史民俗資料館	
有形文化財	60. 1.24	鉄製鰐口（長禄４年銘）	沢渡	鰐口１口
無形文化財	60. 1.24	青鬼神社祭典・火切の神事	青鬼	
民 俗 資 料	60. 1.24	熊突き槍	歴史民俗資料館	
民 俗 資 料	60. 1.24	カモシカ皮製沓	歴史民俗資料館	
民 俗 資 料	60. 1.24	馬の尻毛製猟師帽子	歴史民俗資料館	
史　　跡	60. 1.24	神城古墳群	神城	20 基
史　　跡	60. 1.24	大宮城址	三日市場	１ヶ所
天然記念物	60. 1.24	クロサンショウウオ生息地	佐野・沢渡	
天然記念物	平成 元 .11.24	ハクバサンショウウオ生息地	落倉	
天然記念物	11.12.24	八方尾根　鎌池湿原	八方	
有形文化財	13.12.20	神明社　絵馬	三日市場	２面
有形文化財	13.12.20	神明社　禁制札	三日市場	１面
有形文化財	13.12.20	嶺方諏訪社　絵馬	嶺方	32 面
有形文化財	13.12.20	長谷寺　伽藍（本堂・庫裏・山門）	飯森	３棟
有形文化財	13.12.20	嶺方諏訪社　本殿	嶺方	１棟
有形文化財	13.12.20	切久保諏訪社　本殿	切久保	１棟
名　　勝	13.12.20	長谷寺　庭園	飯森	

資料：教育課

国・県指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名　　称	場　　所	備　　考
重　要　文　化　財	昭和 30. 2. 2	神明社本殿・諏訪社本殿	三日市場	2 棟 天正 16 年建
特別天然記念物	27. 3.29	白馬連山高山植物帯	白馬連峰一帯	
重要伝統的建造物群保存地区	平成 12.12. 4	白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区	青鬼	面積 59.7ha
県　　宝	昭和 52. 3.31	銅製御正体（弘安９年銘）	三日市場	2 面
県指定天然記念物	39. 8.20	八方尾根高山植物帯	八方	
県　特　別　遺　跡	53. 6.16	船山遺跡	蕨平	
特別天然記念物	30. 2.15	ニホンカモシカ	種指定	
特別天然記念物	30. 2.15	ライチョウ	種指定	
天　然　記　念　物	40. 5.12	イヌワシ	種指定	
天　然　記　念　物	50. 6.26	ヤマネ	種指定	
県指定天然記念物	50.11. 4	ホンドオコジョ	種指定	
県指定天然記念物	50.11. 4	ホンシュウモモンガ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	クモマツマキチョウ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	ヤリガタケシジミ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	ベニヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	クモマベニヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	コヒオドシ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	タカネヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	オオイチモンジ	種指定	

資料：教育課

《施　策》

① 郷土の貴重な文化財の保護・保存と周知を図り、文化財が有効活用されるよう促進します。

② 景観の保全や高山植物の保護等に活用するため、白馬連山高山植物帯の保存管理計画策定を推進します。

③ 重要伝統的建造物群保存地区（青鬼）の保存修理、修景事業を推進します。

第５章　優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く

第１節　アルプスの里観光プロジェクト

１．観光産業

(1)　観光行政

《現状と課題》

白馬村における観光客数は、平成４（1992）年の 387 万人の入り込みをピークに長期減少傾向にあり、平成 21（2009）年は、年間 225 万人、スキー客は初めて 100 万人を割り込む事態となっています。

オリンピック開催後、観光産業の長期低迷状況を打開し、観光再興を図るため、平成 13（2001）年 10 月に「白馬村観光推進本部」を立ち上げ、その後観光連盟と観光推進本部を一本化し「白馬村観光局」と名称を改め、平成 17（2005）年２月には観光局を法人化、有限責任中間法人を経て、現在「一般社団法人白馬村観光局」として、官民一体となった組織体制により事業を推進しています。

観光局が設立されたことにより、行政が行うべきことと観光局が行うべきことを明確にし、観光振興・観光推進は観光局が中心となって実施し、行政は観光局の事業が円滑かつ速やかに展開できるよう支援する組織としています。

スキー市場の縮小傾向が止まらない中、経済活動の多くを冬季に依存する本村において、観光の通年化は必然的な状況です。グリーンシーズンの観光を推進する上で、冬季とは異なった年齢層・嗜好などに対応するには、今まで以上に上質なサービスが求められ、併せてソフト・ハード両面の見直しや研究が必要です。一方、潜在能力の高い村内のスキー場を活用し、他の地域にはない独自の環境づくりも重要となります。また、交通網の整備による旅行者の移動範囲の広域化、ニーズの多様化、高度化などに対応するため、従前の「点」での魅力を、関係企業や各機関が協働し「線」「面」での価値創造に取り組むことで「圏域の魅力」を発信し、誘客とともにサービスレベルの向上を図ることが望まれます。

目的別観光客数

（単位：人）

年	登　山	スキー	一般観光旅行	合　計
昭和 50	77,000	1,711,200	545,100	2,333,300
55	151,000	1,348,000	651,000	2,150,000
60	99,000	2,100,000	810,000	3,009,000
平成 2	86,000	2,542,200	955,500	3,583,700
7	51,900	2,482,600	1,119,000	3,653,500
12	91,300	1,786,200	1,344,400	3,221,900
17	54,700	1,325,400	1,382,400	2,762,500
18	42,400	1,204,600	1,379,100	2,626,100
19	42,300	1,100,700	1,362,600	2,505,600
20	37,700	1,176,000	1,323,300	2,537,000
21	33,500	997,100	1,225,600	2,256,300

資料：観光農政課

スキー場別スキー客数（12月～3月）

（単位：人）

スキー場	12 月	1 月	2 月	3 月	計	比　較（%）	
						対 5 年前	対ピーク
白馬さのさか	4,842	16,168	13,725	9,889	44,624	76.0	37.9
	1,145	16,805	21,728	19,039	58,717		
	12,242	40,913	38,825	25,856	117,836		
白馬五竜	43,730	87,620	100,210	71,940	333,500	97.6	62.8
	43,380	102,260	107,090	88,870	341,600		
	66,484	167,056	164,844	132,382	530,766		
Hakuba47	10,230	23,962	21,828	18,755	74,775	54.1	36.9
	14,779	40,998	43,528	38,943	138,248		
	29,700	59,300	55,700	57,700	202,400		
白馬八方尾根	50,828	105,265	100,750	62,316	318,859	77.0	26.2
	51,318	116,352	144,524	101,758	413,952		
	135,277	352,823	373,956	356,625	1,218,681		
白馬岩岳	14,486	41,752	53,572	34,214	144,006	79.8	35.8
	3,132	48,349	74,307	54,712	180,500		
	38,639	128,583	124,235	111,176	402,633		
白馬みねかた	1,089	3,104	2,376	1,306	7,875	79.8	35.5
	106	2,709	4,087	2,961	9,863		
	2,013	6,710	7,429	6,007	22,159		
白馬ハイランド	休　止					—	—
	444	5,165	5,920	7,150	18,679		
	3,714	13,128	10,235	9,318	36,395		
合　計	125,205	277,871	292,461	198,420	893,957	77.0	35.3
	114,304	332,638	401,184	313,433	1,161,559		
	288,069	768,513	775,224	699,064	2,530,870		

上段：最新（平成 21 ～ 22 シーズン）
中段：5 年前（平成 16 ～ 17 シーズン）
下段：ピーク（平成 4 ～ 5 シーズン）

資料：観光農政課

《施　策》

① 村内事業所における閑散期対策事業を支援します。
② 大糸線ゆう浪漫委員会による広域連携に基づき、市町村の枠を超えた広域観光に取り組み、北アルプス山麓・安曇野地域を効果的にＰＲし、お客様に様々な楽しみを提供できる観光地づくりを目指します。
③ 減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者とともに山岳観光の見直しに取り組むとともに、グリーンパトロール隊とも連携して、山岳環境の美化・保全活動も積極的に推進します。
④ 進歩していく情報通信技術を利用した魅力ある観光情報の発信に努めます。
⑤ 既存の里山道を見直し、観光施設としての活用を検討します。

(2) 白馬村観光局

《現状と課題》

白馬村観光局は、白馬村と観光事業者（白馬山系の山小屋経営者、旅館業者、索道事業者、運輸業者、商工業者、山案内人組合、温泉関係者、金融関係者、農協、その他の法人の目的に賛同する者）が英知を結集し、白馬村の豊かな自然環境を生かしながら、多様化する観光志向に対応できる環境整備、観光客の誘致、国際観光の推進を行うことにより、観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とするとともに、その目的を達成するため各種事業を展開してきています。

しかし、観光再興は、短時間で達成は不可能であり、再興を待てずに廃業、転出するなど局社員数の減少、社員・住民へ局活動が十分周知されていないといった課題が指摘されています。

《施　策》

① 白馬村観光局を主軸においた観光振興事業を推進します。

(a) 各専門委員会（索道・宿泊・交通運輸・商工産業・インバウンド・山岳・温泉）の機能充実を図り、観光振興策を企画します。

(b) 本村の特色である「山の歴史と生活文化」を際立たせ、村が有する豊かな観光資産との相乗効果を実現します。

② 利用者にとって、より利便性の高い立地条件への移設を検討します。

(3) 長期滞在型観光

《現状と課題》

世界共通で見られた戦後のベビーブームは、日本では「団塊の世代」を生み出し、日本の人口構成の中でひときわ突出しています。1000万人を超えると言われている団塊の世代が定年退職を迎えたばかりの今、定年後の余暇を有効に活かすためのプログラムを求めるシニア層を対象に様々な企画を開発し、長期滞在型観光の確立を進めます。都会生活が基盤にあり、同時に故郷としての田舎暮らしと家庭菜園の実現、老後の健康を前提としたリゾートライフの楽しみを併用する長期滞在の可能性を探るものです。

《施　策》

① 長期滞在型観光の確立に努めます（健康環境＋リゾート観光＋家庭菜園）。
② 長期滞在におけるリゾート観光（広域観光）を充実させるために、近隣市町村との協力体制を強化します。
③ 外国人観光客を含め、時間にゆとりあるシニア層をターゲットにした滞在型観光プロジェクトを推進します。

(4) 海外誘客

《現状と課題》

本村における外国人観光客誘致については、平成 13（2001）年にインバウンド推進協議会を設立し、韓国を主なターゲットに誘致を開始しました。以後、協議会を中心に国のビジット・ジャパン・キャンペーン（ＶＪＣ）との連携、観光ルネサンス事業の活用、商工会による外国人受け入れ環境づくりなど多角的にインバウンド事業に取り組み、結果として、オーストラリアをはじめとする韓国、台湾を中心としたアジア各国からの来訪が急増しました。平成 15(2003）年には１万人に満たなかった外国人観光客が、平成 19(2007）年以降は４万人を超え、冬期観光の核となっています。

今後も本村が真の国際観光地としてふさわしい、安心して滞在できる環境づくりの推進と、効果的な誘客事業を進めるため、国や県などとの事業連携を図りながらインバウンド事業を積極的に展開します。

外国人観光客宿泊者数

（単位：人）

年	オーストラリア	アジア各国	その他	計
平成 18	7,250	20,709	5,533	33,492
19	12,138	22,102	6,727	40,967
20	17,921	21,370	10,373	49,664
21	17,163	17,208	8,324	42,695

資料：白馬村観光局

《施　策》

① 白馬村観光局インバウンド専門委員会におけるインバウンド事業の推進を図ります。
② 外国人旅行者にもわかりやすい案内板・パンフレットを整備・作製します。
③ 外国人旅行者の村内移動に便利な輸送手段確保に努めます。

２．資源の利活用

(1)　地域の特性を活かす

《現状と課題》

本村には、豊かな自然や心和む美しい田園景観が広がり、これらを「むらごと自然公園」と唱えています。都市部と農村部を自由に往来・滞在できる選択的居住実現のためには、美しい棚田保全や地域の活力確保に向けた地域農業の振興をはじめ、生活環境の整備、自然や景観に配慮した田園環境の整備、更には地域資源の利活用などを総合的に推進し、魅力ある資源の保全・充実を図るとともに、観光面などに活かすことが重要です。

また、「白馬村地域新エネルギービジョン」に基づき、温泉や気候風土など本村独自の自然エネルギー資源を活用した新エネルギーの導入を積極的に検討していくことも求められています。

《施　策》

① 風力、水力発電、雪室などの環境にやさしい自然エネルギーの利活用に向けた研究を進めます。
② 雪利用による栽培方法の研究と、特産品開発を推進します。
③ 誇れる資源（山岳、里山、歴史、文化、スポーツ）の保存と整備に努め、資源の有効利用と人材の活用を図ります。
④ 地下水資源の利活用について研究します。
⑤ 豊かな温泉の有効活用を図ります。

(2) 白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場

《現状と課題》

白馬ジャンプ競技場は、オリンピック直後には、50万人もの観光客が訪れた観光施設であったものの、この施設を核とした観光活性化が図られず、リフト収入も年々減少している中で、今後の維持管理費の捻出が大きな課題となっています。県所有施設であるラージヒルは、ＦＩＳ（国際スキー連盟）公認規格への施設改修が進んでいるものの、村所有施設のノーマルヒルは、厳しい財政状況の中で施設改修ができていないため、今後将来展望にたった改修が必要であります。

クロスカントリー競技場のメイン会場は、多目的に使用できる広場として全面芝生化にし、サッカー等で利用していますが、コースについては、施設建設時の様々な条件から制約がされ、当初考えていたような利活用ができない状況にあり、ジャンプ競技場同様、維持管理費の捻出が大きな課題となっています。

こうした中、クロスカントリー競技場の今後の利活用について検討委員会で検討を重ねた結果「陸上競技のタータントラック化等の整備を図る」という答申がされています。

長野オリンピック後はオリンピック施設を活用して様々な大会を開催し、地域活性化の一翼を担ってきました。しかし、それらの大会運営費に充てていた長野オリンピックムーブメント推進協会からの助成金が、平成21年度で終了したことから、今後大会を開催するには財源確保が必要となってきます。

《施　策》

① 各種大会を開催し、観光活性化につながるよう努めます。
② 安定的な財源確保を図るため、ネーミングライツ等の導入について検討します。
③ クロスカントリー競技場の利活用を図るために、陸上競技場化に向けた施設整備を推進します。

３．観光と農林業の連携

《現状と課題》

本村は、稲作主体の農業形態ですが、今後の農業経営の安定化を図る上でも、観光産業との連携は不可欠です。

また、今まで人工林等の森林が未整備だったため、森林の荒廃による災害の危険性の増大、野生鳥獣による農作物等の被害の増加等が問題になっています。間伐等の森林整備を行うことによって、災害や野生鳥獣被害を防止するとともに、整備された森林内の散策や森林作業の体験等を観光資源としての活用も期待できるので、森林整備をより推進させることが必要です。

こうした状況を踏まえ、地産地消や特産品の開発、滞在型観光につながる体験プログラムや農地利用が求められています。

特に、本村では、米の生産調整の主力品目として、そばの生産に力を入れており、「そばの里白馬」を定着させるためにも、そばの生産拡大、関連特産品の開発は重要です。また、その他本村の気候に適した作物の栽培推奨による特産品づくりを新たな観光資源へと展開していきます。

米の作付面積及び収穫量

年	面積 (ha)	収穫量 (t)
昭和 35	799	3,160
45	688	3,830
55	632	1,700
平成 2	489	2,640
12	435	2,730
17	416	2,597
18	428	2,641
19	419	2,584
20	423	2,522
21	428	2,542

資料：観光農政課

専業・兼業別農家数

（単位：戸）

地　区	年	国勢調査世帯数	農家数	専業農家		兼業農家		
				農家数	専業率	農家数	第１種兼　業	第２種兼　業
神　城	昭和 50	616	504	14	2.8	490	90	400
	60	660	470	16	3.4	454	33	421
	平成 2	748	402	8	2	394	12	382
	7	839	335	10	3	318	10	308
	12	868	262	12	4.6	250	15	235
	17	960	197	19	9.6	176	23	153
北　城	昭和 50	1,070	620	10	1.6	610	60	550
	60	1,637	586	16	2.7	570	39	531
	平成 2	1,796	504	12	2.4	492	6	486
	7	2,125	463	13	2.8	450	27	423
	12	2,471	314	20	6.4	294	20	274
	17	2,582	229	17	7.4	209	17	192
全　村	昭和 50	1,686	1,114	24	2.1	1,100	150	950
	60	2,297	1,056	32	3	1,024	72	952
	平成 2	2,544	906	20	2.2	886	18	868
	7	2,963	666	24	3.6	642	36	606
	12	3,339	576	32	5.6	544	35	509
	17	3,542	426	36	8.5	385	40	345

資料：観光農政課

森林整備の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在（単位：ha）

村総面積	森林面積総計			
	国有林	民有林		
		合計	公有林	私有林
18,937	5,235	10,581	2,071	8,510

私有林										
総数	立木地									無立木地
	総数			人工林			天然林			
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	
8,510	8,168	2,271	5,897	2,092	2,091	1	6,076	180	5,896	342

資料：観光農政課

《施　策》

① 地産地消を観光局事業と連携して推進し、観光産業への活用、農業経営基盤の安定化を図ります。

② 市民農園制度を活用して、自家用野菜などの栽培を目的に小面積の農地を利用することができる仕組みを取り入れます。これにより農業体験の場を広げ、長期滞在型観光資源としての活用を図ります。

③ 農業体験プログラムの充実により、グリーンツーリズム※1 を推進します。

④ 関係機関と連携して水稲以外の農産物や特産品の栽培と開発を更に進め、より収益につながる販売促進を行います。

⑤ 除伐・間伐など森林整備の団地化を推進して林業の振興を図るとともに、森林の保全と美しい景観づくりに取り組みます。

※1　都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

第２節　元気の出る農業プロジェクト

１．農業振興

《現状と課題》

平成 22 年度から国の事業として新たに「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」が実施され、農業の活性化を図るための積極的な取り組みが求められています。

本村においては、農業従事者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地が増加しており、また、有害鳥獣による農作物等の被害も増加するなど、農業を取り巻く状況は一層厳しくなっています。

村では担い手支援や水田を有効利用したそば、野菜などの作物の産地づくりを行いながら、農業の振興に努めてきています。特に農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加は深刻な問題であり、今後更に、担い手や集落営農による農地の流動化と経営安定化対策を推進する必要があります。また、有害鳥獣による農作物の被害は村内各所で発生してその被害も拡大しており、有害鳥獣の駆除や被害防止対策に重点を置いて取り組む必要があります。

平成 10 年度に白馬産の自主流通米から基準値を超えるカドミウムが検出されたことから、村では対策区域を設定し、安全性の確認と吸収抑制試験などを実施しています。しかしながら、毎年数か所の水田から基準値を超えるカドミウムが検出されており、平成 22 年度から国の基準値が更に厳しくなることから、今後も水田管理の徹底や吸収抑制効果のある作物への転換等を推進する必要があります。

《施　策》

① 営農支援組織の充実により、効率的な農地の流動化を図ります。
② 集落営農組織・担い手の育成と支援体制の充実により、遊休農地の解消と農業経営基盤の安定化を推進します。
③ 優良農地を確保するため、基盤の維持管理を図ります。
④ 中山間地域における直接支払制度の活用を行います。
⑤ 関係機関と連携し白馬産米の調査及びカドミウムの吸収抑制の研究を進め、耕作者への栽培管理指導を行います。
⑥ 有害鳥獣被害防止対策として有害鳥獣の駆除や電気柵の設置等を更に進め、農作物の被害防止に努めます。
⑦ 地域ぐるみで取り組む耕作放棄地の再利用や農地保全活動を積極的に支援します。また、今後荒廃化しそうな農地の状況把握に努めるとともに、地域ごとに検討機関を設けて、農地保全、土地の利活用等について研究を行います。

第３節　起業支援プロジェクト

１．商工業

⑴　白馬商工会との連携

《現状と課題》

白馬村の商業は、商店数・従業員数・商品販売額とも、オリンピック開催年の平成９年度をピークに減少傾向にあります。観光客の激減、村内外の大型店への消費の偏りなどが要因であり、長引く観光産業の低迷の中、抜本的な商業の活性化を図る打開策がなかなか見つからない状況です。観光消費額の伸びを期待し、白馬商工会と連携し、地産池消による特産品（白馬ガレット）の開発を積極的に進めるなど、安定した経営基盤の確立、中小店舗の不安解消に努めます。

村内の建設・建築業界では、オリンピック開催時期を境に受注高の激減が続いており、倒産する企業もでてきていることから、これら企業への支援策を講じていくことが必要です。

《施　策》

① 経営指導・中小企業支援制度の充実と強化を図ります。
② 地元卸売業者、小売業者の安定経営への取り組みを支援します。
③ 商店街などの地域活性化事業を支援します。
④ 村内企業の他業種への参入を推進するため、相談・支援体制の強化を図ります。
⑤ 商店街の空店舗に関する行政の支援策を、先進地事例を研究し、検討します。

⑵　商工業者への支援資金

《現状と課題》

融資制度については、本村が村内４金融機関に預託金を配分し、その３倍相当額を限度として村内企業などへの融資を行い、その保証料を負担しています。ここ数年の利用状況は、不況による体力の低下からか減少傾向にあります。今後の景気動向とそれに伴う村内企業の事業の展開に基づき、企業投資、生産力増加投資、設備投資などが予想される中、時代に対応した制度の拡充と融資枠の拡大を図ります。

《施　策》

① 村・県融資制度の周知を図り、その活用を勧めます。

(3) 雇用対策

《現状と課題》

長引く景気の低迷により村内の雇用は厳しい状況にあり、このことが本村の人口減少をまねく社会的要因となっています。

このような状況において、元気で活力に満ちた暮らしを実現するためには、高齢者や障がい者にかかわらず、誰もが生涯にわたり生き生きと働くことのできる労働環境の整備が求められています。

今後は、雇用の安定化を図るため労働・雇用状況を把握するとともに、対策について検討・協議します。

《施　策》

① 「企業立地の促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、広域的な雇用対策に取り組みます。

② 観光振興を図り、雇用の確保に結び付けられるよう努めます。

③ 白馬村の地域特性を活かした雇用促進を研究します。

２．新たな産業の模索

《現状と課題》

観光産業が低迷している中、新たな産業構造の構築による経済基盤の安定化が必要です。

自然環境に配慮し、既存の産業との融合を視野に入れながら、新たな企業の参入について研究を進め、地域の活性化に資することが必要となります。

《施　策》

① 地域の特色を活かした産業の先進事例に関する情報収集や情報提供を行います。
② 夏季スキー場を利活用した新産業・新事業の展開を支援します。
③ 地元企業の他事業への参入を支援します。
④ 企業誘致可能な産業、立地条件を研究し、白馬の自然環境にあった企業誘致を目指します。
⑤ 研究機関・団体との連携協力により、環境共生型社会実現に向けての各種産業（食料、環境、資源エネルギー、健康など）の振興を進めます。

第６章　住民と行政が協働し開かれたむらをつくる

第１節　住民参画プロジェクト

１．住民参画と協働※１

《現状と課題》

近年は、コミュニティや福祉活動など、地域住民の主体的な活動なしでは実現が難しい課題が増えてきています。

個性的で魅力ある村を創り上げていくためには、「自分たちの村は自分たちの手で」という基本理念が重要であり、地域に暮らす人々が地域の中で村づくりに参画していくことが重要となっています。また、住民と行政、コミュニティが交流を密にしながら、村づくりに対する共通認識を持ち、パートナーシップによる村づくりを進めていくことが重要となります。村政への住民参加を促進し、行政と地域住民との協働による村づくりを実現していくためには、行政問題など様々な情報を提供し、住民との情報の共有化を一層進めていかなければなりません。今後は、村の行政施策全般にわたり、住民ニーズの迅速かつ的確な把握に努めるとともに、住民と行政の相互理解の促進や一層の住民との対話の推進が求められます。

ＮＰＯ法人認証団体数は 13 法人（平成 22〈2010〉年９月現在）、その他のボランティア団体も広がりをみせ、福祉、まちづくり、環境、スポーツなど様々な分野での活動も盛んとなってきました。ＮＰＯ活動が継続し発展していくためには、活動の中心を担う人材の育成や、自らの活動目標や意義、活動の自己評価を社会に向けて積極的に発信するなどの環境整備が必要です。村は、このような環境整備という側面的な支援の観点から、情報・活動機会の提供など、より包括的な支援・促進策を実施していく必要があります。

※１　昔から地域ごとに機能してきたルールや仕組み（普請、環境の美化や保全、資源の運営、相互扶助など）を活かし、住民と行政が役割と責任を担い合いながら、様々な課題の効果的な解決に向け、連携・協力することをいう。

《施　策》

①　住民提案制度を確立し、地域づくりの立案から実施・運営に至るまで、積極的な住民参画を促進する体制づくりを進めます。

②　ＮＰＯ法人やボランティア団体、企業などが行う協働の村づくり事業に対して、積極的に情報提供を行い、活動しやすい環境づくりを目指します。

③　委員会、審議会へ「公募」による住民参画の機会を更に拡充します。

④　あらゆる広報媒体を積極的に活用して行政情報の提供に努めます。

⑤　地域や住民団体等が企画・主催する行事に対し、住民が積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、行政も一体となった取り組みを推進します。

2．コミュニティ計画

《現状と課題》

社会環境、生活環境、生活様式の急激な変化に伴い、核家族化、地域連帯感の希薄化などの社会現象が顕著となってきました。本村も急激な都市化のため、あらためてコミュニティのあり方が問われています。

また、近年は定住外国人が増加してきており、平成 22（2010）年 4 月現在の外国人登録者数は 332 人、ここ 5 年間でその数は 3 倍近くにまで増えてきました。今後、これら定住外国人とも円滑なコミュニティを保ち、相互理解を深めていくことも重要な課題のひとつといえます。

本村は、古くから行政区を中心としたコミュニティを形成し、行政運営上も区を単位として末端行政の一部を依頼し、相互信頼と協力という関係を築いてきました。しかしながら昨今は、「組織」より「個」を尊重する住民意識の変化や都会的生活習慣の持ち込みにより、行政区やその他コミュニティ組織への加入率が低下してきています。

今後は、あらゆる行政施策の中で、行政と住民との相互理解と協力は不可欠であり、「協働」を推進するためには、更なる行政区の加入率向上に努めていかなければなりません。

外国人登録者数の推移

各年 4 月 1 日現在（単位：人）

平成 17	18	19	20	21	22
108	114	154	303	275	332

資料：住民福祉課

《施　策》

① 各行政区との連携を密にし、区への加入率向上が図られる施策を推進するとともに、行政区域の見直しや組織再編等について更に研究を進めます。

② 本村の行政区制度についてあらゆる媒体を活用して広報し、新規転入者等への事前周知を図ります。

③ 地域の伝統行事などを守り、地域の特性を活かしたスポーツ大会、各種行事の開催を促します。

④ 定住外国人とのコミュニティを確保するため、お互いの生活スタイルや文化、言語を尊重し、相互理解が図られるよう住民意識の向上に努めます。

⑤ 本村が長年培ってきた歴史や風土、慣習等について、外国人居住者にも更に理解を深めてもらえるよう、その環境づくりを進めます。

３．男女共同参画社会の実現

《現状と課題》

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会にするため、平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されました。

これにより、女性の社会活動への参加意識の高まりや職業を持つ女性が増加し、制度の整備や計画が策定されるなど、女性の社会参画の重要性が理解されてきています。

しかしながら、本村の現状を見ると、行政や住民生活の様々な分野・組織では、依然として男性中心の社会・組織となっているのが実態です。住民の意識や社会慣習の上では性別による固定観念が残っており、真の男女平等社会の実現のため、政策決定の場への参画や雇用における格差の解消、社会慣行の改革が求められています。

このため、本村においても性別によるすべての差別を受けず、男女の人権が尊重される地域社会づくりが望まれており、住民や事業所に対する啓発活動を推進しながら男女共同参画を促進します。

《施　策》

① 職場、家庭、地域において男女が共に活躍し、次代を担う子どもを育むことができる社会の実現を図るため、行政面では委員会・審議会への均衡のとれた登用を積極的に図ります。また地域では事業所・コミュニティ・家庭・教育の場で、共に働きやすい社会をつくるための啓発活動を行って、女性の自律した活動を支援します。

② 男女共同参画社会づくり計画の策定と、男女共同参画条例の制定に向けて取り組みます。

第２節　無駄を省いた健全行財政プロジェクト

１．行政計画

《現状と課題》

本村は、社会経済情勢の悪化や国の行財政改革による補助金、交付金の抑制及び地方交付税の削減などに伴い、非常に厳しい財政運営を強いられています。また、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の公布により、これまで以上に地方自治確立に対する責任が求められています。こうした状況に対応するため、効率的で健全な行財政運営を図り、その適正化に努めるとともに、地方公共団体に課せられた「自己決定・自己責任」の原則を踏まえて各種施策を進めていく必要があります。

一方で、本村の行う各種事務事業について、現状と課題を常に認識し、客観的に検証、評価した上で次世代の施策に反映していくことが求められています。こうした観点からも、平成 19 年度から行っている「事務事業評価制度」を更に継続・充実していくことも必要不可欠です。

本村の地籍調査事業は、昭和 63 年度より南に位置する佐野地区から着手し、これまで 708ha の調査が完了しています。しかしながら、北城地区の未着手の地籍を検証してみると、地図混乱地域など事業進捗が困難な地域も多いため、現在のペースで進めた場合、事業完了までは 30 年程要するものと予想されます。

《施　策》

① 行政改革の具体的施策を随時見直し、より現実的・効率的な改革に努め、地方分権時代に対応した行政運営を推進します。

② 職員の定員適正化計画に基づいた適正な人員配置と、時代や社会の変化に対応できる人材の育成を進めます。

③ 組織・事務事業の見直しと、効率的な行政運営計画を樹立します。

(a) 指定管理者制度※1の適切な運用を図ります。

(b) 公共事業の実施にあたっては、導入後の維持管理や運営を効率的に行い、更に充実した公共サービスが提供できるよう、民間の資金やノウハウを活用できる方策を研究します。

(c) 事業評価制度※2を継続し、各種事業を数値指標化による効果測定によって評価し、その結果の住民への周知を図ります。

(d) 地籍調査事業は、進捗率を上げて早期完成を目指します。

※１　指定管理者制度とは、これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が村の出資法人や公共的団体などに限られていたが、指定管理者制度の導入により、村議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度をいう。

※２　事業評価制度とは、村が実施している事務事業について、「住民のニーズを捉えたものになっているか」「目的達成のために役立っているか」「無駄なく行っているか」などを点検することにより、事務事業の問題点を発見し、今後どのように改善するかを明らかにする仕組みのことをいう。

2．広報公聴

《現状と課題》

本村では、「広報はくば」「議会だより」の発行のほか、各種広報物の配布やホームページの構築により行政情報提供に取り組んできました。しかし、広報誌については地区役員を通じた配布形態に主眼をおいていることから、地区未加入世帯には情報が行き渡らない事態も生じてきています。

平成 22 年度からはテレビの地上デジタル放送へ移行に合わせ、新たにケーブルテレビ網の整備を進めています。今後は、これら様々な情報媒体を活用し、住民により身近で親しみのある情報提供を行っていかなければなりません。

現在、住民ニーズの把握や反映などのため、地区懇談会や各種団体との懇談会などを実施していますが、住民に対し村政への関心と参加意識を促すとともに、広く住民の声を的確に受け止める体制を充実させていく必要があります。また、情報通信技術の進展に対応し、インターネットなどを活用しながら、村政運営に民意を反映させていく体制づくりも引き続き進めていかなければなりません。

これまでのように様々な住民ニーズに行政が応える行政運営でなく、住民と行政が協働で村づくりを進め、お互いが情報を共有し、そして相互の理解を深めていく広報・公聴活動は今後も更に重要性を増していきます。

《施　策》

① 正しくわかりやすい広報誌づくりに努めるとともに、全戸・全世帯への情報伝達が図られるシステムを構築します。

② 情報通信技術（携帯メールシステム等）を活用した情報発信と情報の共有化が図れるシステムの構築を目指します。

③ 緊急時の情報伝達は広報無線放送を活用して行うこととし、情報が瞬時に受信できる個別受信機の更なる普及を進めます。

④ ケーブルテレビ白馬・行政ホームページの内容充実を図るとともに、より多くの住民が利用できるよう常にシステムの改善に努めます。

⑤ 行政懇談会を更に充実させ、住民の意見を聴く機会を創出します。

３．財政計画

《現状と課題》

⑴　地方財政を取り巻く状況

我が国の経済は、サブプライムローン問題に端を発した平成 20 年度秋以降の世界的な金融危機と同時不況の影響を受け急激に悪化しました。最悪期は脱したとの見方はあるものの雇用情勢などは未だ深刻な状況が続いています。そうした状況の中で平成 21（2009）年に行われた衆議院議員総選挙では、民主党を中心とした連立政権が誕生しました。新政権下では「コンクリートから人へ」「国民が主役の政治」を目指し、行政刷新会議の事業仕分けに代表されるように、国の事業総見直しも行われました。また、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとし、これまで固定化していた予算配分も省庁を超えて大胆に組み替えることとされています。本村財政が大きく依存する地方交付税の抜本的見直しや、使途を地方の裁量に委ねる一括交付金制度なども提言されておりますが、先行きは未だ不透明なままです。政権公約に具体的に示された事項の中でも「子ども手当」などは平成 22 年度から実施されていますが、平成 23 年度以降の交付や地方負担などに不透明な部分も多く、白馬村の予算編成にも相当の影響が予想されるため、今後も国の動向を注視していく必要があります。

⑵　白馬村の財政状況と課題

【財政規模と公債費】

五輪会場地として大型プロジェクトが集中し、第３次総合計画後期計画時には 112 億円まで膨らんだ財政規模は、事業の終了と償還のピークを過ぎ、平成 21 年度は 46 億円にまで減少してきています。これは平成４年度とほぼ同規模となっており、臨時財政対策債を除いた実質的な村債残高も着実に減少してきています。ピーク時には年間 15 億円あった公債費も、平成 22 年度には８億円台にまで減少しました。一方で、一般会計の公債費負担に特別会計等の公債費を加味した実質公債費比率は３ヵ年平均で 18％を上回っており、地方債の新規発行には国・県の許可が必要な団体となっています。こうした状況を踏まえ、本村では公債費負担適正化計画を策定し、事業厳選による新規発行債抑制や高利率地方債の借り換え、繰り上げ償還なども計画的に行い、徐々に公債費負担の低減の成果が上がってきています。本村の地方債を残高ベースで見てみると、平成９年度の 118 億円をピークに減少し、平成 16 年度末には 82 億円、平成 21 年度末では 62 億円まで減少しています。今後も地方債残高は順調に減少していく見込みですが、一方で税収の落ち込みによる財政規模の縮小などもあり、公債費に対する負担感はなかなか減らないのが実情です。

【財政の硬直化と一般財源の減少】

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（経常的な収入に対する経常経費の割合）は、

一般的には 75％を超えると硬直化のはじまりと言われています。本村は平成 15 年度まで 75％前後で推移してきましたが、平成 16 年度決算において 80.8％と一気に上昇し、平成 21 年度決算時点では 81.1％となっています。公債費については順調に減少してきていることは前述のとおりですが、一般財源である地方交付税や村税の減少は経常収支比率が好転しない大きな要因となっています。普通交付税は、国の三位一体の改革により平成 16 年度以降大幅に見直されており、臨時財政対策債への振替額の増加や交付税措置される起債の減少などにより基準財政需要額は減少し、結果として普通交付税も年々減っています。また、自主財源の柱である村税も、平成 9 年度の 23 億円をピークに減少の一途をたどり、平成 21 年度決算では 14 億円余まで落ち込んできています。景気低迷、スキーをはじめとする観光人口の減少、土地評価の下落などの要素が重なり、未だに上昇カーブに転じる兆しは見えません。長年の課題である累積した滞納解消も様々な方策により努力していますが、なかなか効果は現れていません。

【基金の状況】

財政調整基金と減債基金の平成 21 年度末残高は約 8 億 3,000 万円です。財政運営のための基金取り崩しは平成 14 年度から始めましたが、その時点での基金残高は約 9 億円でした。その後 4 年間で更に約 3 億 9,000 万円の基金を取り崩しましたが、平成 18 年度からは積立を行えるようになり、平成 13 年度末残高との差は 6,800 万円まで縮まってきています。基金は緊急的な財政需要に備えるための蓄えであり、基金に頼らない運営が求められるものの、学校施設や社会体育施設などの老朽化が進んでいる現状も踏まえ、計画的に基金を積み立てることが必要です。

【今後の財政展望】

前期計画では平成 17 年度を基準として財政状況を予測しました。推計値と実績値を比較すると、税収は減少しているものの推計値よりは緩やかな減少となっています。地方交付税も推計値ほどの減少とはならずに特別交付税を加えた総額では 16 億円規模で推移しています。今後、国、県等からの依存財源は大きく増加する見込みもないことから、村税等自主財源の安定確保に努めていく必要があります。

一般会計から特別会計への繰出金は、 6 会計に対し約 5 億 6,000 万円（平成 21 年度実績）を支出しています。特に、下水道事業会計における起債償還はまだピークの中にあることから、今後繰出金の増加は避けられないと予想されます。

財政指数など推移表

区分＼年度	平成13	前年比%	平成14	前年比%	平成15	前年比%	平成16	前年比%	平成17	前年比%
決算規模（千円）	6,824,733	2.9	6,241,127	▲8.6	5,912,803	▲5.3	5,471,637	▲7.5	5,106,373	▲9.3
実質収支（千円）	28,375	0.1	66,990	136.1	61,244	▲8.6	57,711	▲5.8	62,147	▲9.5
経常収支比率（%）	76.2	2.1	74.3	▲2.5	74.4	0.1	80.8	8.6	82.9	2.6
基準財政需要額（千円）	3,651,680	0.4	3,511,752	▲3.8	3,276,123	▲6.7	3,094,517	▲5.5	3,058,978	▲1.1
基準財政収入額（千円）	1,744,405	▲1.7	1,699,436	▲2.6	1,566,498	▲7.8	1,573,938	0.5	1,546,095	▲1.8
普通交付税額（千円）	1,904,570	1.3	1,810,155	▲5.0	1,713,350	▲5.3	1,520,579	▲11.3	1,512,883	▲0.5
財政力指数	0.495	▲6.4	0.483	▲2.4	0.48	▲0.6	0.49	2.1	0.497	1.4
標準財政規模（千円）	4,202,617	▲0.4	4,047,629	▲3.7	3,771,869	▲6.8	3,587,912	▲4.9	3,532,125	▲1.6
起債制限比率（%）	12.6	−	12.5	▲0.8	12.5	−	12.7	1.6	13.6	7.1
公債費負担比率（千円）	27.3	7.1	28.5	4.4	28.1	▲1.4	26.7	▲5.0	27	1.1
当年度借入額（千円）	604,400	▲10.4	784,300	29.8	875,600	11.6	592,900	▲32.3	369,700	▲37.6
当年度元利償還金（千円）	1,456,023	4.3	1,440,002	▲1.1	1,401,938	▲2.6	1,220,736	▲12.9	1,177,426	▲3.5
地方債現在高（千円）	9,359,997	▲5.6	8,963,704	▲4.2	8,662,754	▲3.4	8,233,030	▲5.0	7,596,724	▲7.7
積立基金現在高（千円）	1,191,504	1	1,136,780	▲4.6	1,064,122	▲6.4	871,995	▲18.1	724,365	▲16.9

区分＼年度	平成18	前年比%	平成19	前年比%	平成20	前年比%	平成21	前年比%
決算規模（千円）	5,456,244	6.9	5,133,552	▲5.9	4,496,226	▲12.4	4,986,717	10.9
実質収支（千円）	72,251	16.3	76,783	6.3	95,063	23.8	52,161	▲45.1
経常収支比率（%）	82.2	▲0.8	85.2	3.6	84.9	▲0.4	81.1	▲4.5
基準財政需要額（千円）	2,955,515	▲3.4	2,840,614	▲3.9	2,793,875	▲1.6	2,745,517	▲1.7
基準財政収入額（千円）	1,422,575	▲8.0	1,405,565	▲1.2	1,389,756	▲1.1	1,335,913	▲3.9
普通交付税額（千円）	1,536,022	1.5	1,435,049	▲6.6	1,402,894	▲2.2	1,410,774	0.6
財政力指数	0.498	0.2	0.494	▲0.8	0.491	▲0.6	0.493	0.4
標準財政規模（千円）	3,377,933	▲4.4	3,249,474	▲3.8	3,202,352	▲1.5	3,375,256	5.4
起債制限比率（%）	13.9	2.2	11.3	▲18.7	11.2	▲0.9	11	▲1.8
公債費負担比率（千円）	25.6	▲5.2	22.8	▲10.9	21.6	▲5.3	19.5	▲9.7
当年度借入額（千円）	763,300	106.5	307,800	▲59.7	306,259	▲0.5	354,735	15.8
当年度元利償還金（千円）	1,030,845	▲12.4	902,931	▲12.4	840,918	▲6.9	807,833	▲3.9
地方債現在高（千円）	7,476,283	▲1.6	7,018,776	▲6.1	6,608,269	▲5.8	6,267,182	▲5.2
積立基金現在高（千円）	709,739	▲2.0	703,671	▲0.9	746,917	6.1	954,759	27.8

資料：総務課

財政状況試算表

（単位：百万円）

年度	平成22	23	24	25	26	27
歳入（A）	5,873	4,277	3,911	3,696	3,661	3,626
市町村税	1,468	1,364	1,295	1,290	1,285	1,280
分担金等自主財源	530	326	326	326	326	326
地方交付税	1,651	1,481	1,400	1,370	1,340	1,310
国・県支出金	1,402	490	400	400	400	400
地方債	611	417	300	120	120	120
譲与税等依存財源	211	199	190	190	190	190
歳出（B）	5,818	4,227	3,861	3,646	3,611	3,576
義務費	1,776	1,731	1,673	1,595	1,540	1,485
人件費	700	699	684	669	654	639
扶助費	306	306	306	306	306	306
公債費	770	726	683	620	580	540
普通建設事業	1,220	120	120	120	120	120
その他	2,822	2,376	2,068	1,931	1,951	1,971
差引 (C) = A-B	55	50	50	50	50	50
実質公債費比率	20.1	18.4	17.0	15.1	13.0	13.0
公債費比率	15.8	15.0	14.1	12.7	11.9	11.3
起債制限比率	10.0	9.8	8.1	6.7	5.9	5.3

※「分担金等自主財源」：分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入。
※「譲与税等依存財源」：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等、交通安全特別対策交付金。
※地方債、公債費のうち借換債は含まない。

資料：総務課

積立基金の状況(1)

（単位：百万円）

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
当年度基金積立額	60	16	43	231	25	25	25	25	25	25
当年度基金取崩額	75	22	1	0	0	1	1	1	0	0
☆　年度末基金残高	709	704	747	978	1,003	1,027	1,051	1,075	1,100	1,125

資料：総務課

積立基金の状況(2)

―上記のうち、財政調整基金＋減債基金―

（単位：百万円）

年度	平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
当年度基金積立額	60	16	42	202	10	10	10	10	10	10
当年度基金取崩額										
☆　年度末基金残高	574	590	633	835	845	855	865	875	885	895

資料：総務課

《施　策》

① 財政基盤安定に向けた基本姿勢

(a) 「集中改革プラン」を継承して、堅実な財政運営を行います。

(b) 実施計画に基づく施策は厳選し、適正な予算規模を保ちます。

(c) 将来を見据え、適切な基金の確保に努めます。

② 自主財源の確保

(a) 歳入の約３分の１を占める村税は、村にとって大切な自主財源です。バブル崩壊以降、観光産業等の低迷により課税・徴収額ともに下降傾向にあります。課税については、調査等による課税客体の正確な把握、自主申告の啓発等により適正な課税をします。

(b) 徴収については期限内納付の周知を図り、納税者の自主納付を推進するとともに、早期完納にならない滞納については、差し押さえや公売などの処分を強化します。更に徴収困難な案件については、長野県地方税滞納整理機構へ徴収移管し、徴収の向上を図り財源の確保に努めます。

(c) 普通財産として所有する遊休地は、売却も視野に入れた有効な利活用方法を研究するとともに、行政財産としての目的を成していない村所有地は、普通財産への切り替えを検討します。

４．市町村合併

《現状と課題》

本村では、平成 16 年（2004 年）に隣接する小谷村との合併を断念し、自立の道を選択しました。その後国における特例制度等も終了したことから、現在では市町村合併に対する住民の関心も低調です。自立を選択した以上、今後も厳しい行財政運営が予想されることから、国の合併施策や道州制の議論にも更に注視していく必要があります。

《施　策》

① 市町村合併に関する国・県の今後の政策や地域の動向を見極め、十分な研究と検討を行います。

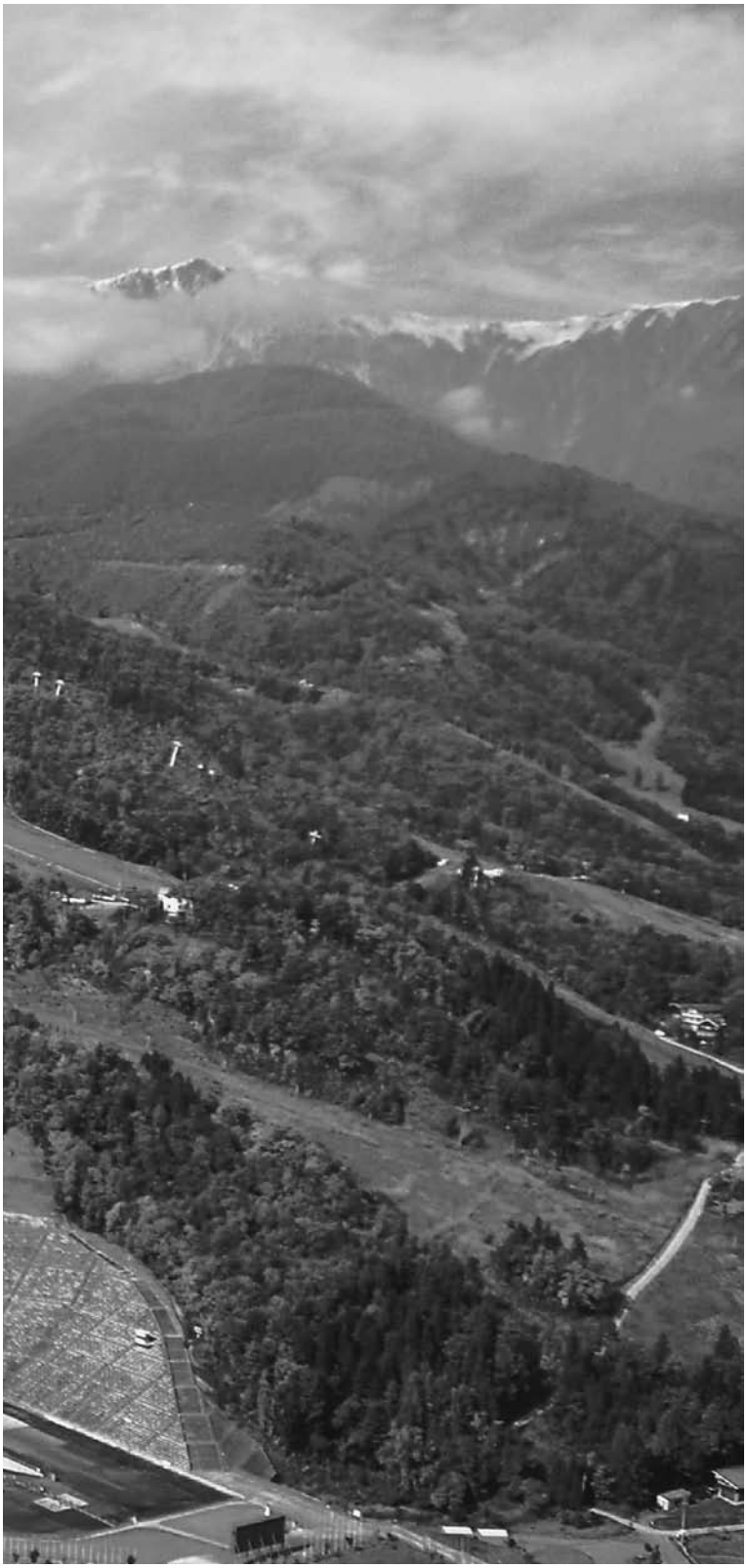

第4編

資料編

白総第３０９－１号
平成 22 年 7 月 27 日

白馬村計画審議会
会長　佐　藤　昭　典　様

白馬村長　太　田　紘　熙

白馬村第４次総合計画後期計画案について（諮問）

平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とする白馬村第４次総合計画後期計画を策定したいので、白馬村計画審議会条例第２条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

１．諮問事項
第４次総合計画後期計画素案について

２．答申期間
平成 23 年２月 28 日まで

平成 23 年 2 月 25 日

白馬村長　太　田　紘　熙　様

白馬村計画審議会
会長　佐　藤　昭　典

白馬村第４次総合計画後期計画案について（答申）

平成 22 年 7 月 27 日付け白総第３０９－１号で諮問のあった、白馬村第４次総合計画後期計画について、全６回の審議会を通じ、慎重かつ活発な意見交換を経て策定された計画案を、適正かつ妥当なものと認め、ここに答申します。

本計画は、前期計画に掲げられた「白馬の里にひと集い　くらし健やか　むらごと自然公園」の基本理念を継承し、本村の貴重な自然環境を後世に守り伝えていくことを大きな柱として策定しました。また、近年低迷している観光産業の活性化や雇用の確保、少子高齢化社会への対応策など、様々な意見･提言も織り込んでありますので、本計画の実現に向け、行政と村民が一体となって邁進されることを希望します。

白馬村計画審議会委員名簿

	区　分	役　職　名	氏　名	備　考
1	議会議員	白馬村議会副議長	太谷　正治	
2	議会議員	白馬村議会総務社会委員長	松沢　貞一	
3	議会議員	白馬村議会産業経済委員長	柏原　良章	
4	教育委員	白馬村教育委員会委員	松沢　万恵	
5	農業委員	白馬村農業委員会会長	柏原　穣	
6	公共的団体の役職員	白馬村民生児童委員協議会	柏原　武幸	
7	公共的団体の役職員	白馬商工会会長	西沢　信男	
8	公共的団体の役職員	白馬商工会女性部長	内川美枝子	
9	公共的団体の役職員	白馬村体育協会会長	原田　忠昭	
10	公共的団体の役職員	区長会会長	松沢　勉	
11	公共的団体の役職員	白馬村消防団団長	太田　誠	
12	学識経験者	まちづくり白馬友の会会長	松澤　憙也	
13	学識経験者	神城婦人会副会長	藤木　恒子	
14	学識経験者	北城婦人会会長	北澤多美子	
15	学識経験者	白馬村スキークラブ専務理事	横川　和彦	
16	学識経験者	白馬村老人クラブ連合会会長	佐藤　昭典	会長
17	学識経験者	男女共同参画推進員	真島　宣子	
18	学識経験者	大北農協白馬支所長	山岸　速人	
19	学識経験者	白馬村索道事業者協議会会長	倉品　光之	
20	学識経験者	白馬村観光局理事	風間　雅裕	
21	学識経験者	白馬村ボランティア連絡協議会副会長	太田　洋子	
22	学識経験者	農業法人代表	津滝　俊幸	
23	学識経験者	㈳大町青年会議所会員	橋本　旅人	
24	一般公募	公募委員	長谷川恒信	